

## 国境を越えるインターネット上の知財侵害への対応について (論点整理)

平成28年2月25日  
内閣官房  
知的財産戦略推進事務局

### 1. 総論

#### (1) 対応の必要性とその対象

- 基本的に、この分野では一部の悪質な侵害の事案について、より一層対応強化が必要であることは、一般論では特に異論はないと思われる。
- 議論の核となる対象範囲、要件をどこに設定するか。本当に悪質なものをうまく叩けるようにしなければならない。
- 被害の大きさや対策の効果を含め、著作権に対して皆が高い意識を持っている訳ではない。炎上を防ぐ上でも、出来る限り材料を集めた上で丁寧な説明が求められる。

⇒ 一部の悪質な侵害に対するより一層の対応強化が必要であることに大きな異論はないところ、対応を強化すべき対象となる侵害行為の範囲をまずは明確にする必要があるのではないか。

#### (2) 正規版の流通促進

- 仮にある国から海賊版を一掃したとしても、単にその国のユーザーがその作品に触れる機会を喪失するだけ。安価でアクセスしやすい他のコンテンツに座を奪われることになろう。
- 重要なのはいかに最終的な経済効果を出すかであり、違法コンテンツを叩くことが本来の目的ではない。海賊版対策とともに、リーズナブルな価格で高質な正規版の販売促進の観点での検討も必要。
- その意味で、著作権における権利処理の容易化、権利処理コスト低減などにも並行して取り組むべき。
- クランチロールは元々海賊版サイトであったが今は正規配信になっているように、彼らと手を組んで利用する手もある。

⇒ 我が国として、侵害対策で最終的に経済効果を出すためには、正規版の展開が必要不可欠であり、正規版の流通促進策とバランスを取って進めていくべきではないか。

## 2. 各論

### (1) リーチサイト対策について

#### ① 総括

- このまま放置するのは問題。一定の要件を満たす悪質なリーチサイトに対するみなし侵害の導入は、当然大きな論点であろう。
- リーチサイトにリーチできないようにすることが重要であり、その権能を持つプラットフォームが、日本では法的根拠が定まっていないことを理由に削除に応じないのなら、法的根拠を明確にするしかない。
- リーチサイトという言葉が多義的に使われている。リーチサイトとは何か、範囲を絞る必要がある。

#### ② 対象範囲の限定の仕方

- 対象範囲をどう限定するかについて、例えば、「営利目的」、「大量に」、「業として」、「反復継続して」、「侵害の情を知って」、といった形で一定の限定を画すことが考えられないか。
- 軽微なものは除き、警告しても止めないようなものを対象とする意味で、「目的をもって」という限定要件を付加した上で、みなし侵害と規定してはどうか。

#### ③ 課題

- 情報を紹介するのみの行為は侵害に該当しないというこれまでの著作権法の根幹に触れ、この要件で運用できるのか、拡大解釈されないか、といった批判を招く可能性がある。
- 例えば、一か所についてリンクを貼っただけ、リンク先が違法にアップロードされたかどうか分からないようなケースを含めて「リーチサイト」という名前と呼ぶと、リーチサイトの範囲が広くなりすぎ、批判を浴びるのではないか。
- 一般ユーザーを含め広く行われているリンクやエンベッドを制約することにならないか。
- 直接的な効果が国内リーチサイトにしか及ばないという課題が残るのではないか。
- ヘビーユーザーは必ずしも検索サイト経由で来る訳ではない。検索から削除されると、侵害サイトの発見も大変になる。対策はもう少し包括的なところにあるのではないか。

⇒ 悪質なリーチサイトについて、法制面での対応も含め引き続き検討を進めるべきではないか。検討に際しては、一般的なリンク行為を過度に規制しないよう、リーチサイトの定義や、対応を検討すべき「悪質なリーチサイト」の範囲・要件について、十分検討すべきではないか。

## (2) サイトブロッキングについて

- 日本コンテンツの権利を大量に侵害しており、権利者からの削除要請に応じることがなく、かつ権利者にとって有効・適切な法的措置を講じる手段のない海外サイトに対しては、サイトブロッキングを運用することが必要ではないか。
- サイトブロッキングは、世界中と繋がって情報共有するというネットの基本的な方向性とバッティングする手段であり、表現の自由等の問題もあるため、最終兵器的なものになるのではないか。
- ドメインを変更してしまえば無効化されてしまうほか、ブラウザにIPアドレスを直打ちされた場合には機能しないなど、実効性に課題が残る。
- インターネットが世界中からアクセス可能な状況で、著作権法は原則属地主義であるが、国際私法の最近の通説では、日本向けであることが明らかなコンテンツであれば海外サーバーであっても日本法が適用されると考えられている。ただ、適用できたとしても絵に描いた餅ということはあるので、サイトブロッキングの必要性も一理あるが、ブロッキング以外に手段がない、ということはどう要件化するかが問題。

⇒ 他に對抗手段が難しい悪質な侵害に対する措置として一定の必要性が認められる一方で、円滑な情報の流通や表現の自由等の観点から慎重な意見も見られるところ、対象として念頭に置くべき侵害行為や、実効性の観点等を含め、導入の是非について引き続き検討が必要ではないか。

## (3) オンライン広告について

- 広告が無くなり収入が無くなるとサイトを運営できなくなるので、この対策による効果は非常に高い。
- オンライン広告は数も多く実態がよく分からない。まずは調査を進めて実態を把握することが重要。その上で、どこを、どのように止める／止めないことが効果的なのか、検討が必要ではないか。

⇒ 悪質な知財侵害サイトの大きな収益源であるオンライン広告について、その停止は運用面で極めて効果が高いと考えられる。まずはオンライン広告の実態を十分調査することが必要ではないか。その上で、オンライン広告を停止する対象となるサイトの要件や、停止のやり方などについて検討を進めていくことが必要ではないか。

## (4) プラットフォーマーの取組について

- より本質的で重要なのは、現在必ずしも積極的に応じてくれないプロバイダーによる情報開示や捜査への積極的な協力を国内外含めて求める、といった運用面ではないか。

- 現状では、どの国の政府よりもうまくエンフォースできてしまう程、プラットフォームは力を持つ。持つ力と責任はセットであるべき。例えば、EUでは、この理屈により、「忘れられる権利」についてプラットフォームに一定の責任を課した。
- プラットフォームビジネスの変化は、これまでの海賊版対策の議論を全て飛ばし得る程速い。例えば、Youtube が開始した新サービスでは、海賊版がもはや存在しないというレベルのビジネスが構想、実行されている。こういった時代への対応も同時に考えるべき。
- 現状日本に大きなプラットフォームがない中、このままいくのか、育成するのかといった点も含めて検討しないと、コントロールがきかなくなるのではないか。

⇒ 実効的なエンフォースの観点から、プラットフォームによる運用面での協力が不可欠と考えるべきではないか。このため、プラットフォームがどのような権能を持ち、それに対しどこまで責任を負うべきなのかについて、引き続き検討が必要ではないか。

以上